

一般社団法人広島県農業会議 農業委員会ネットワーク
業務に関する規程

I 総 則

1 目 的

この規程は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下、「法」という。）第44条第1項の規定に基づき、法第42条第1項の農業委員会ネットワーク機構（以下「機構」という。）として指定を受けた一般社団法人広島県農業会議（以下「農業会議」という。）が行う農業委員会法第43条第1項に規定する農業委員会ネットワーク業務の実施方法等を定め、もって業務の適正かつ確実な運営に資することを目的とする。

2 基本方針

農業会議は、法及びこれに基づく命令等によるもののほか、この規程に従い、公正かつ的確に農業委員会ネットワーク業務を実施する。

II 農業委員会ネットワーク業務の実施方法に関する事項

1 農業委員会相互の連絡調整、優良な農業委員会の取組事例の公表、農業委員会の農業委員・農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）・事務局職員等に対する講習・研修等

- (1) 農業会議は、農業委員会及び農業委員会を設置していない町（以下「農業委員会等」という。）からの日常業務や農地法等の法令業務に係る質問・相談等に適切に対応する相談窓口の体制整備を行う。
- (2) 農業会議は、農業委員会等の優良な取組事例や有効な手法の横展開を図るため、農業委員会等に関する情報を幅広く収集し、優良な事例を取りまとめ、情報発信をする。
- (3) 農業会議は、農業委員、推進委員及び農業委員会等事務局職員に対し、農地制度や農業関係税制・金融等に関し、適切な研修計画を立て、講習及び研修を行う。

2 農地に関する情報の収集、整理及び提供と農地等の確保・有効利用の推進のための支援

- (1) 農業会議は、eMAFF 農地ナビの情報の基礎となる、農業委員会等が整備する農業委員会サポートシステムの情報の更新が適切に行われるよう支援を行う。
また、農地に関する情報について、農業委員会法第51条又は第52条の規定に基づき、必要に応じて関係行政機関等、農地中間管理機構へ適正に提供する。

(2) 農業会議は、農業委員会等と連携し農地等の利用の最適化に向けて、農地中間管理事業等が着実に推進されるよう支援する。

3 農業経営を営もうとする者に対する支援業務

農業会議は、農業に新規参入しようとする者からの相談に応じ、受け入れ等の就農支援情報や農地に関する情報等の提供を行う。

あわせて、農業に新規参入しようとする者の希望を把握・整理し、関係する農業委員会等との連絡調整や農業委員会・農業法人等の紹介等を行う。

4 法人化の支援その他農業経営の合理化支援業務

(1) 農業会議は、農業経営の法人化を目指す個別経営者や集落営農組織等の経営相談対応、法人設立に向けた研修会・セミナー等の開催を行うとともに、設立された法人に対しては、安定した農業経営ができるよう、農地集積や雇用等について支援する。

(2) 経営の合理化を図ろうとする認定農業者等の農業の担い手に対して、複式簿記帳や青色申告の指導・普及に関する研修会の開催及び現地指導を行う。

(3) 農業者年金制度の理解促進及び普及推進のための研修会及び現地相談会を開催する。

5 農業の担い手の組織化・運営の支援

(1) 農業会議は、農業法人協会や経営者組織へ運営支援を行う。

(2) 農業会議は、農業法人や認定農業者等の担い手の経営発展を図る観点から、その組織化を推進する。

6 農業一般に関する調査及び情報の提供業務

(1) 農業会議は、農地売買価格や農作業料金など、農業一般に関する調査・研究を行うとともに、その情報を農業者や農業委員会等、農地中間管理機構をはじめ関係機関・団体へ情報提供する。

(2) 農業会議は、農業委員会法第42条第1項の規定により農林水産大臣の指定を受けた全国機構及び農業委員会等と連携して、農業者等へ農業一般に関する情報提供活動に取り組む。

7 農地法等その他の法令の規定により機構が行うものとされた業務

(1) 農業会議は、農業委員会法第43条第1項第7号に規定された農地法等その他の法令により機構が行うものとされた業務について、行政庁から意見を求められた場合には、常設審議委員会でとりまとめの上、意見を提出する。

- (2) 特に、農地等の転用許可に係る農業委員会からの意見聴取については、農業委員会及び県の担当部局と密接な連携し、適正かつ円滑に処理する。
- (3) 農業会議は、本業務に関わる役員及び職員に対し、本業務が行政機関の処分に影響を与えるものであることを認識し、特に公正な処理を行うべきものであることを周知徹底する。

Ⅲ 農業委員会ネットワーク業務における情報の管理等に関する事項

- (1) 農業会議は、役員及び職員に対し、農業委員会ネットワーク業務に関して知り得た秘密の保持を徹底する。
- (2) 農業会議は、役員及び職員が農業委員会ネットワーク業務を遂行するため個人情報を取り扱う際に、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにする。
- (3) 農業会議は、役員及び職員に対し、農業委員会ネットワーク業務に係る個人情報を当該業務の遂行以外の目的に使用させないようにする。
- (4) 農業会議は、個人情報の安全管理の実施及び運用に関する事務を総括するため、一般社団法人広島県農業会議個人情報保護規定（以下「個人情報保護規定」という。）13条の規定に基づく個人情報保護管理者（以下「情報管理者」という。）を1人置く。
- (5) 農業会議は、役員及び職員が、農業委員会ネットワーク業務に関する個人情報を取得する場合には、当該業務の遂行に必要な限度で行うようにする。その際、偽りその他不正の手段による個人情報の取得は行わないようにする。
- (6) 農業会議は、農業委員会ネットワーク業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損、その他の事故を防止するため、役員及び職員に対し、個人情報の管理を厳重に行わせる。特に、保有する個人情報の複製若しくは送信又は個人情報の可搬性外部記録媒体への記録及び個人情報が記録されている媒体の送付又は持ち出しは、情報管理者が認める必要な場合以外には行わないようにする。
また、保有している個人情報が不要となった場合には、当該情報の復元、判読が不可能な方法により消去又は廃棄する。
- (7) 農業委員会サポートシステムを利用して個人情報を含む情報を取り扱う場合には、以下のセキュリティ対策を講じる。
 - ① 個人情報にアクセスするための識別・認証システムを活用する。
 - ② 個人情報にアクセスできる権限を付与する者は必要最低限にする。

- ③ 個人情報 を容易に複製できないよう 厳格な制限を設ける。
 - ④ 個人情報へのアクセス状況並びに個人情報の登録、削除および複製の状況の記録を徹底し、不正を疑われるような異常がないかこれを定期的に確認する。
 - ⑤ ネットワーク外部からの不正アクセスを制御するため、ファイアーウォールの設定等による防御システムを構築する。
 - ⑥ オペレーティングシステムおよびソフトウェアに関する脆弱性対策、ウイルス対策ソフトの更新等を講じる。
 - ⑦ 外部システムとの接続、通信が必要な場合においては、SSL によるデータの暗号化、改ざん防止等を徹底する。
 - ⑧ 個人情報にアクセスできる端末の使用については、情報管理者が指定する者以外は使用できないようパスワード等の設定による適切な管理を行う。
- (8) 農業会議は、個人情報を含む情報の処理等を委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有する者を委託業者として選定し、契約書に秘密の保持、再委託の禁止など個人情報が適切に管理されるよう必要な事項を明記するものとし、情報の処理に関して必要かつ適切な監督を行う。
- (9) 農業会議は、役員及び職員が農業委員会ネットワーク業務に係る個人情報を第三者に提供する場合には、あらかじめ本人の同意を得ておくものとする。また、個人情報を第三者に提供する場合には、提供を受ける者に対し、利用目的、利用形態、利用後の廃棄又は返還等の方法を記載した書面を提出させる。ただし、都道府県機構、農業委員会、関係行政機関等、農地中間管理機構その他農林水産省令で定められた者に提供する場合には、この限りでない。
- (10) 農業会議は、役員及び職員に対して、農業委員会ネットワーク業務に係る個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めさせる。その際、苦情処理窓口の設置等必要な体制を整備する。
- (11) 農業会議は、役員及び職員に対し、その取り扱う個人情報について法令若しくは本規程に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに情報管理責任者に報告させ、その対策を講じさせる。
また、上記報告を受けた情報管理者は、その旨を直ちに広島県農林水産局に報告する。
- (12) 情報管理者は、個人情報の管理の状況について、定期又は随時に監査又は点検を実施し、個人情報の取扱い方法の見直しその他必要な措置を講じる。
また、情報管理者は、個人情報を取扱う全ての農業会議の役員及び職員に対し、個人情報の適切な管理のために、セキュリティ対策に関して必要な教育研修を定期的に（年1回以上）行う。

(13) 農業会議は、(1) から (12) に掲げるものや個人情報保護規定により個人情報の保護のために必要な措置を講じる。

IV その他農業委員会ネットワーク業務の実施に関し必要な事項

1. 業務委託

農業会議は、農業委員会ネットワーク業務のうち委託することが適当なものについて、業務を適切に行うことができる能力等を確認した上で、委託する業務内容を明確にして委託する。その際、競争入札等による委託コストの低減に努める。

2. 監督命令、指定取消しの際の対応

農業会議は、法第49条の規定による監督命令には速やかに従うとともに、法第50条第1項の規定による農業委員会ネットワーク機構の指定の取消しを受けた場合は、秘密保持及び個人情報保護に配慮しつつ、農業委員会ネットワーク業務の継続性が確保されるよう、新たに指定された法人に引き継ぎを行う。

3. 関係行政機関等に対する意見の提出

農業会議は、農地等の利用の最適化の推進に関する施策の改善についての具体的な意見の提出は、常設審議委員会で決定の上、書面により行う。

附則

この規定は、平成28年4月1日から施行する。

この規定は、令和4年4月1日から施行する。

改正 令和4年6月17日